

本事業は、令和8年度当初予算成立を前提としています。
 本資料は、今後の動向により変更の可能性があることにご留意ください。

補助対象経費（案）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立支援事業のうち地域広がり支援タイプに要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設等の借上経費	<ul style="list-style-type: none"> 農業機械・施設については、リースも対象とする。 コスト低減に取り組む主たる農業者のは場の借上経費は除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管理すること。

	資機材費	事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	・通常の営農活動に係るものは除くこと。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・ 検証等に用いる低廉な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体の構成員に対する謝金は認めない。
賃金等		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・ 雇用通知書等により超低コスト生産支援にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休

			<p>暇や各種手当は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
委託費		<p>超低コスト生産支援の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合にあってはその限りではない。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは超低コスト生産支援の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</p>	
雑役務費	手数料	<p>事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</p>	
	印紙代	<p>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</p>	

（注1）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 超低コスト生産支援で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
3. 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合

（注2）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。